

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 福祉車両貸出し事業要綱

平成10年3月4日制定

(目的)

第1条 この要綱は、介護を必要とする者、車いすを必要とする高齢者及び障害者等にリフト付自動車（以下「福祉車両」という。）を貸出す事業を実施し、その者の通院や買い物など日常生活を行う場合の利便性を図るとともに、行事やレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保することを目的とする。

(事業の運営)

第2条 事業の実施及び運営は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が運営するものとする。

(使用者)

第3条 福祉車両の利用は、吉岡町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 高齢又は障害等のため歩行が困難な者
- ② 肢体不自由により車いすを使用している者
- ③ その他会長が必要と認める者

(使用の手続)

第4条 福祉車両を利用しようとする者は、吉岡町福祉車両使用申請書（以下「申請書」という。別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、使用日の5日前までに提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。
- 3 会長は、第1項の使用の許可是、吉岡町福祉車両使用許可書（別記様式第2号）を申請者に交付することにより行うものとする。

(使用の取消し及び変更)

第5条 利用者は、その使用を取消し、または変更するときは、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

(費用)

第6条 福祉車両の貸出しは、無料とする。ただし、使用した燃料費、有料道路等の経費については、利用者の負担とする。

燃料費は、1km当たり10円とする。

(使用の制限)

第7条 利用者は、この要綱で定める目的以外への使用若しくは、第三者への転貸をしてはならない。

(使用回数及び期間)

第8条 福祉車両の貸出し期間は、原則として同一使用者による同月内の使用回数は2回とし、1回の使用は3日以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第9条 この事業の利用者は、その責めに帰すべき理由により、車両等を損傷し、又は滅失したときは会長の指示に従い、これを補償し、又は修理しなければならない。

(事故の処理)

第10条 この事業の利用者が事故を生じた場合、法令等で定められた措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 速やかに別に定める手続きにより、会長に報告しなければならない。
- ② 会長が必要とする書類等を遅滞なく提出しなければならない。
- ③ 会長の承認を得ないで相手方と示談をしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1. この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。